

(意思と表示の不一致)の場合 重要度★★★

●[17-27、20-27、22-27、25-27、27-28、29-28、30-29、R2-45、R4-27]

1 心裡留保（しんりりゅうほ）（93条）

◆条文チェック！

〈第93条〔心裡留保〕〉

1 項

意思表示は、表意者がその真意でないことを知ってしたときであっても、そのためにその**効力を妨げられない**。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを**知り、又は知ることができたときは**、その意思表示は、**無効**とする。

2 項

前項ただし書の規定による意思表示の無効は、**善意の第三者に対抗することができない。**

(1) 定義

表意者（意思表示をする者）が真意でないことを知りながらした意思表示を「心裡留保」といいます。ex. 冗談、嘘など。

(2) 效果

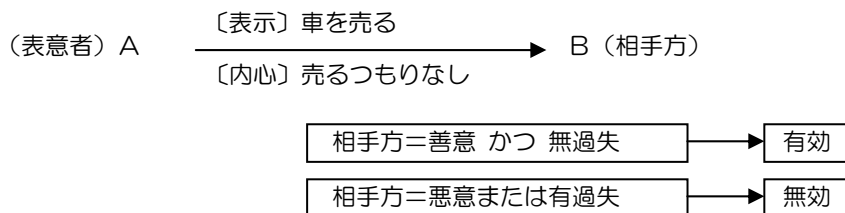
① 原則

有効（93条1項本文）です。意思と表示の不一致について、表意者にはその認識がありますから、表示どおりの効果を与えても表意者は害されません。反対に、この意思表示を無効とすると、取引の相手方は不利益を蒙る可能性があり、取引の安全を害しますから、原則として、有効とされています。

② 例外

相手方がその意思表示が表意者の真意でないことを知り（**悪意**）、または知ることができたとき（**有過失**）には、**無効**（93条1項ただし書）とされます。このような場合には相手方を保護する必要がないためです。

■ 図表で整理【心裡留保の意義と効果】



【記述問題を解いてみよう】心裡留保

【問題】Aは、Bとの間で、自己所有の自動車を10万円で売却する約束をした。しかし、それはAの真意ではなく、単なる冗談のつもりであった。この場合、Aの意思表示の効力はどうか。Aの意思表示が民法上何というかを明記しつつ、「Aの意思表示は、」に続けて40字程度で記述しなさい。

【解答例】（Aの意思表示は、）心裡留保といい、原則有効だが、BがAの真意でないことにつき悪意又は有過失なら無効である。（44字）

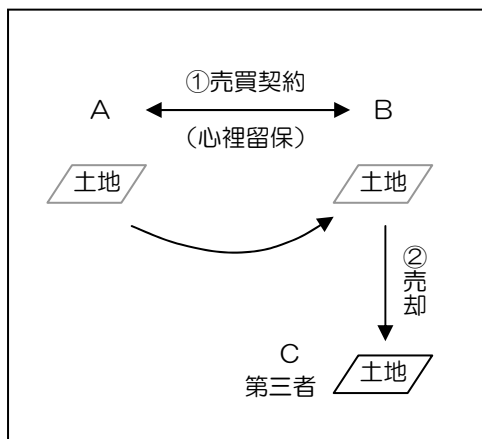
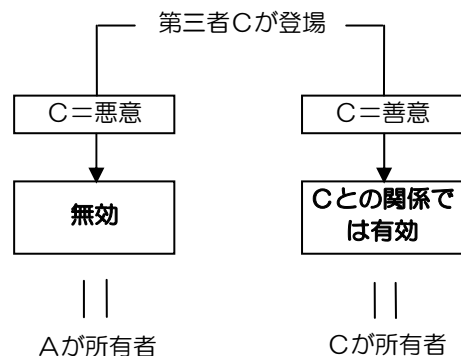
③ 第三者※との関係

心裡留保による意思表示について、相手方が悪意もしくは善意有過失の場合には、意思表示は無効となります。しかし、この心裡留保による意思表示を信頼して取引関係に入った第三者がいる場合、この第三者が善意の場合には、心裡留保による法律行為の無効を、この第三者に対しては主張することができません（93条2項）。

例えば、Aが冗談でBに土地を売るといい、Bはそれが冗談だと分かっていたのにこの土地を買い、その土地を第三者Cに転売してしまいました。この場合、AB間の契約は無効です。したがって、Bは土地の所有権を取得できず無権利者であり、無権利者Bから当該土地を買い受けたCも無権利者ということになります。

しかし、Cが、AB間の心裡留保の事実について知らなければ、Cは正当な権利者がBだということを信じて買ったことになります。このような善意の第三者が現れた場合には、表意者は無効であることをその第三者には対抗できないとして、善意の第三者を保護しています（93条2項）。

■ 図表で整理【心裡留保の意義と効果】

Aの心裡留保につきBが悪意or有過失
A・B間では無効

※第三者—当事者以外の者のこと。93条2項における「第三者」は、心裡留保の当事者または一般承継人以外の者であって、心裡留保の目的物について、法律上の利害関係を有するに至った者と解されています。

3. 瑕疵（かし）ある意思表示の場合 重要度★★★

●[4-28、12-28、19-27、20-29、22-27、23-27、26-28]

◆条文チェック！

＜第96条「詐欺又は強迫」＞

1 項

詐欺又は強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる。

2 項

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、**相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消す**ことができる。

3 項

前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者**に対抗することができない。

1 詐 欺（96条）

(1) 定 義

人を欺（あざむ）き錯誤に陥（おとし）れることを「**詐欺**」といいます。
ここでは、他人の「**詐欺**」によってした意思表示の効力が問題となります。

(2) 効 果

① 相手方による詐欺の場合

内心と表示は一致していますから、無効にはしませんが、他人の違法な行為によりなされた瑕疵ある意思表示ですから、表意者保護のため、表意者は**取り消す**ことができます（96条1項）。

② 第三者による詐欺の場合

第三者が表意者をだまして意思表示をさせた場合には、表意者が第三者にだまされていることにつき**善意、かつ、無過失**である相手方に対しては取消しを主張できません（96条2項）。自ら虚偽の表示をしている心裡留保と異なり、詐欺の場合は、相手方に騙されて意思表示をしている点で、表意者を強く保護する必要があります。そこで、第三者による詐欺の場合、相手方が保護されるためには、善意だけではならず、無過失まで必要とされています。

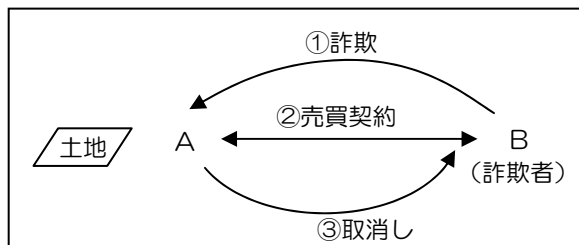
③ 第三者との関係

詐欺による意思表示の取消しは、善意かつ無過失の第三者を保護するため、**善意かつ無過失の第三者**には対抗できません（96条3項）。

なお、96条3項で保護される第三者とは、取消しの遡及効により不利益を受けることになる取消前に利害関係を有するに至った第三者（**取消前の第三者**）をいいます。

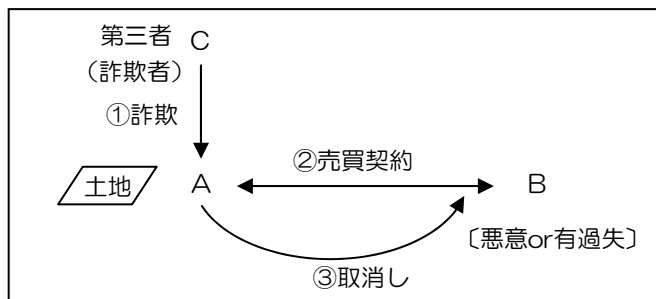
また、96条3項で保護されるためには、対抗要件は不要です（最判昭49.9.26）。

■ 図表で整理【相手方による詐欺の場合】



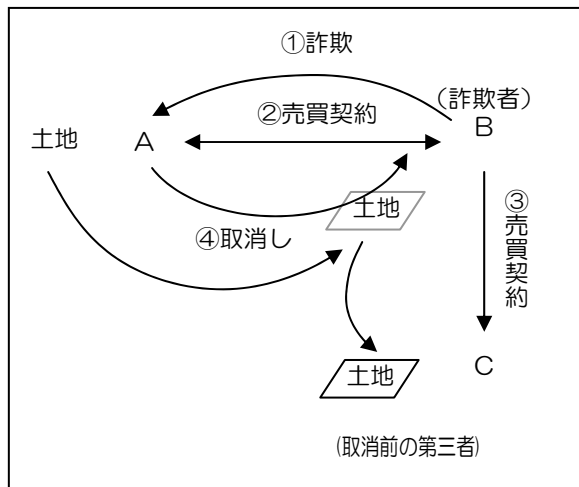
相手方Bの保護を考える必要はなく、取消しが可能。

【第三者による詐欺の場合】



相手方Bの保護を考える必要がある
ので、相手方Bが悪意または過失が
ある場合にのみ、取消しが可能。

【詐欺による取消しと第三者】



Cは取消前の第三者

C=悪意or有過失

C=善意and無過失

AはCに対して、取消しを対抗できる。

AはCに対して、取消しを対抗できない。

||

||

Aが
所有権回復

Cが
所有権取得

2 強 迫（96条）

（1）定 義

他人に害意を示し、恐怖の念を生じさせる行為を「強迫」といいます。

ここでは、他人の「強迫」によってした意思表示の効力が問題となります。

（2）効 果

① 相手方による強迫の場合

取り消すことができます（96条1項）。

② 第三者による強迫の場合

詐欺の場合と異なり、第三者による強迫の場合についての規定はありません。

したがって、第三者による強迫の場合でも、相手方の善意や悪意、過失の有無にかかわらず、取り消すことができます。

③ 第三者との関係

詐欺の場合と異なり、第三者保護の規定はありません。

したがって、強迫による意思表示の取消しは、善意かつ無過失の第三者にも対抗できます。

■ 図表で整理【意思表示についてのまとめ】

種 類	効 果	
心裡留保 (93条)	原 則	有効。
	例 外	相手方が悪意、有過失のときは無効。
虚偽表示 (94条)	当事者間	無効。
	対第三者	善意の第三者に対しては無効主張不可。
錯 誤 (95条)	原 則	法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要な錯誤なら取り消すことができる。
	例 外	善意かつ無過失の第三者には取消しを対抗できない。
詐 欺 (96条)	相手方による詐欺	取り消すことができる。
	対第三者	善意かつ無過失の第三者には取消しを対抗できない。
	第三者詐欺	第三者による詐欺の場合には、意思表示の相手方が悪意または有過失のときに限り、取り消すことができる。
強 迫 (96条)	取り消すことができる (善意かつ無過失の第三者にも取消しを対抗できる)。	